

「三重県公衆浴場法施行条例」の改正（案）について

1. 改正の経緯

厚生労働省は、厚生労働科学特別研究事業である「子どもの発育発達と公衆浴場における混浴制限年齢に関する研究」の研究成果やパブリックコメントの結果等を踏まえ、令和2年12月に「公衆浴場における衛生管理要領」（以下、「衛生管理要領」という。）を改正し、男女の混浴制限年齢の目安を「おおむね10歳」から「おおむね7歳」に引き下げました。

三重県では、衛生管理要領の改正趣旨を踏まえ、県条例で規定している混浴制限年齢についても同様に引き下げること検討しています。

併せて、近年レジオネラ症感染者の報告件数は増加傾向にあり、特に高齢者でこの傾向が大きく、高齢化が進むにつれて、今後も感染者が増える可能性があります。公衆浴場においては循環式浴槽等の衛生管理の重要性が今後も増すことから、県条例における衛生管理や施設設備の規定に関して、新たな規定の追加も検討しています。

2. 改正（案）の内容

（1）混浴制限年齢の引き下げ

県条例で規定している混浴制限年齢を10歳以上から7歳以上に引き下げる。

（2）衛生管理等に関する規定の見直し

公衆浴場における循環設備の衛生管理や施設設備の規定に関して、別紙の項目を追加する。（施設設備の規定については、施行日以降に新築や改築、増築した場合に適用）

3. 施行期日（予定）

混浴制限年齢について 令和4年7月1日

衛生管理等について 令和4年10月1日

【別紙】

1. 衛生管理の規定

<浴槽>

- 毎日完全に換水して浴槽を清掃すること。ただし、これにより難しい場合であっても、1週間に1回以上完全に換水して浴槽を清掃すること。

<ろ過器、循環配管>

- 1週間に1回以上、ろ過器を十分に逆洗浄等を行い汚れを排出すること。
- ろ過器及び循環配管は、1週間に1回以上、適切な方法で生物膜を除去、消毒すること。
- 年に1回程度は循環配管内の生物膜の状況を点検し、生物膜がある場合には、その除去を行うよう努めること。

<シャワー>

- シャワーは少なくとも週に1回、内部の水が置き換わるように通水すること。
- シャワーヘッドとホースは6か月に1回以上点検し、内部の汚れとスケールを1年に1回以上、洗浄、消毒すること。

<集毛器>

- 集毛器は、毎日清掃、消毒すること。

<貯湯槽>

- 貯湯槽内は60℃以上を保ち、最大使用時にも55℃以上とし、これにより難しい場合は湯の消毒を行うこと。

<浴槽水の消毒>

- 浴槽水中の遊離残留塩素濃度は通常0.4mg/L程度を保つこと。また、結合塩素のモノクロラミンの場合には、3mg/L程度を保つこと。また、当該測定結果は検査の日から3年間保管すること。

<オーバーフロー水及び回収槽内の水>

- オーバーフロー水及び回収槽の水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難しい場合にあっては、オーバーフロー還水管及び回収槽の内部の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように、別途、回収槽の水を塩素系薬剤等で消毒すること。

<浴槽水の検査>

- ろ過器を使用していない浴槽水及び毎日完全に換水している浴槽水は、1年に1回以上、連日使用している浴槽水は、1年に2回以上（ただし、浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合には、1年に4回以上。）、水質検査を行い、その結果は検査の日から3年間保管すること。

＜その他＞

- その他の付属（付帯）設備については、定期的に洗浄・消毒すること。

2. 施設設備（施設の構造設備）の規定

（施行日以降に新築や改築、増築した場合に適用）

＜ろ過器＞

- ろ過器は、1時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力を有し、かつ、逆洗浄等の適切な方法でろ過器内のごみ、汚泥等を排出することができる構造であること。
- ろ過器に毛髪等が混入しないようろ過器の前に集毛器を設けること。

＜打たせ湯、シャワー＞

- 打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造でないこと。

＜気泡発生装置＞

- 空気取入口から土ぼこりや浴槽水等が入らないような構造であること。

＜露天風呂＞

- 内湯と露天風呂の間は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に混じることのない構造であること。

＜オーバーフロー水及び回収槽内の水＞

- オーバーフロー水及びオーバーフロー回収槽（以下「回収槽」という。）内の水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難しい場合には、オーバーフロー還水管を直接循環配管に接続せず、回収槽は、地下埋設を避け、内部の清掃が容易に行える位置又は構造になっているとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように、回収槽内の水が消毒できる設備が設けられていること。

＜貯湯槽＞

- 貯湯槽は、通常の使用状態において、湯の補給口、底部等に至るまで60℃以上に保ち、かつ、最大使用時においても55℃以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。それにより難しい場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽水の消毒設備が備えられていること。また、貯湯槽は完全に排水できる構造とすること。